

未来を創ろう
みち・水・緑

事業のあらまし

2021



東京都第六建設事務所

○ 沿 革

昭和44年4月 1日	東京都第六建設事務所発足 所管区域：北区・荒川区（四建から移管） 足立区（五建から移管）
昭和51年3月11日	足立区千住東2-10-10庁舎へ移転（六建、二区画）
平成17年4月 1日	区部建設事務所の再編による所管区域の拡大 文京区・台東区（一建から編入）
令和元年 9月24日	千住庁舎改修のため足立区梅田仮庁舎へ移転

○ 所管事業と区域

当事務所は、文京・台東・北・荒川・足立の5区を所管しており、都市基盤施設である道路・河川等の整備と維持管理を担当している。

管内には、上野・浅草などの伝統的商業地域や本郷周辺の文教地域を抱えた台東区・文京区等の都心部と、北区・荒川区・足立区など荒川以南の古くからの市街地、及び荒川以北の新興市街地などそれぞれの地域特性があり、住民の関心や要望も多岐にわたっている。

・管内面積 105.42 Km²
(区部全体の16.8%)

・管内人口 1,689千人
(区部全体の17.7%)

※人口(推計)は令和3年2月1日現在



○ 令和3年度 組織及び人員（現員）

庶務課 15名 (電話 5845-8055)	北工区 4名 (電話 5993-0366 所在地 北区西が丘 1-41-6)
管理課 31名 (電話 5845-8064)	荒川工区 4名 (電話 3892-1374 所在地 荒川区荒川 5-31-2)
用地課 41名 (電話 5845-8095)	文京工区 4名 (電話 3811-3435 所在地 文京区春日 1-2-10)
工事課 39名 (電話 5845-8149)	台東工区 4名 (電話 3841-0495 所在地 台東区北上野 1-11-5)
補修課 32名 (電話 5845-8195)	足立東工区 4名 (電話 3620-5831 所在地 足立区東和 1-26-3)
	足立西工区 6名 (電話 3899-7341 所在地 足立区西新井 3-3-5)
合計 184名	

○ 令和3年度 事業費

(単位：百万円)

令和3年度	令和2年度	比較増△減	備考
35,698	37,784	△2,086	

事業別内訳

(単位：百万円)

事業別内訳	令和3年度	令和2年度	比較増△減	伸率(%)
道路事業	28,387	29,506	△1,119	△3.8
用地補償費	6,770	8,508	△1,738	△20.4
工事費	6,842	5,504	1,338	24.3
維持費等	14,775	15,494	△719	△4.6
河川事業	7,311	8,278	△967	△11.7
用地補償費	0	0	-	-
工事費	6,487	7,624	△1,137	△14.9
維持費等	824	654	170	26.0
合計	35,698	37,784	△2,086	△5.5

道路事業

東京は、日本の首都として、政治、経済、文化などのあらゆる面で中心的な役割を担っている。この中で、道路は、都民生活を支える最も基礎的な社会基盤として、重要な役割を担っている。

東京がその都市機能を十分に発揮するために、慢性的な交通渋滞の解消を図り、円滑な都市活動が行われるよう、道路ネットワークの早期形成に取り組んでいる。

○ 道路率 管内 18.2% (区部 16.5%)

(令和2年4月1日現在)

(1) 道路の管理

道路管理の目的は、道路が持つ多くの機能を十分発揮できるよう常に良好な状態に維持することにより、安全で快適な交通を確保するとともに健全な市街地の形成に役立てることにある。

近年、道路管理に対する都民の要求も多様化しており、騒音・振動等環境問題を重視した要望も増えている。

このため、道路・橋梁の維持補修はもとより、低騒音舗装、歩道拡幅、バリアフリー等、人にやさしい道路環境の整備に努めている。

また、道路区域の決定、供用開始、道路台帳整備、道路占用許可、監察など法的管理の分野でも、利用者の期待に応えるべくきめ細かく対応し、質の高い道路管理を目指している。

□ 管理道路 (令和2年4月1日現在)

国道 (指定区間外)	1路線 (国道122号)	6.3 Km
都道	41路線	163.5 Km
合計	42路線	169.8 Km

□ 道路施設 (令和2年3月31日現在)

一般橋梁	53橋
歩道橋	76橋
排水場	4箇所

□ 管内管理者別道路内訳（令和2年4月1日現在）

区分	道路延長	道路面積
国道※	24.1km（1.1%）	76.1万㎡（4.0%）
都道※	169.8km（8.0%）	413.7万㎡（21.5%）
区道	1,900.9km（89.7%）	1,367.4万㎡（71.3%）
首都高	25.4km（1.2%）	61.7万㎡（3.2%）
計	2,120.2km（100.0%）	1,918.9万㎡（100.0%）

※ 国道は国管理分(指定区間内国道)のみ 都道は指定区間外国道を含む

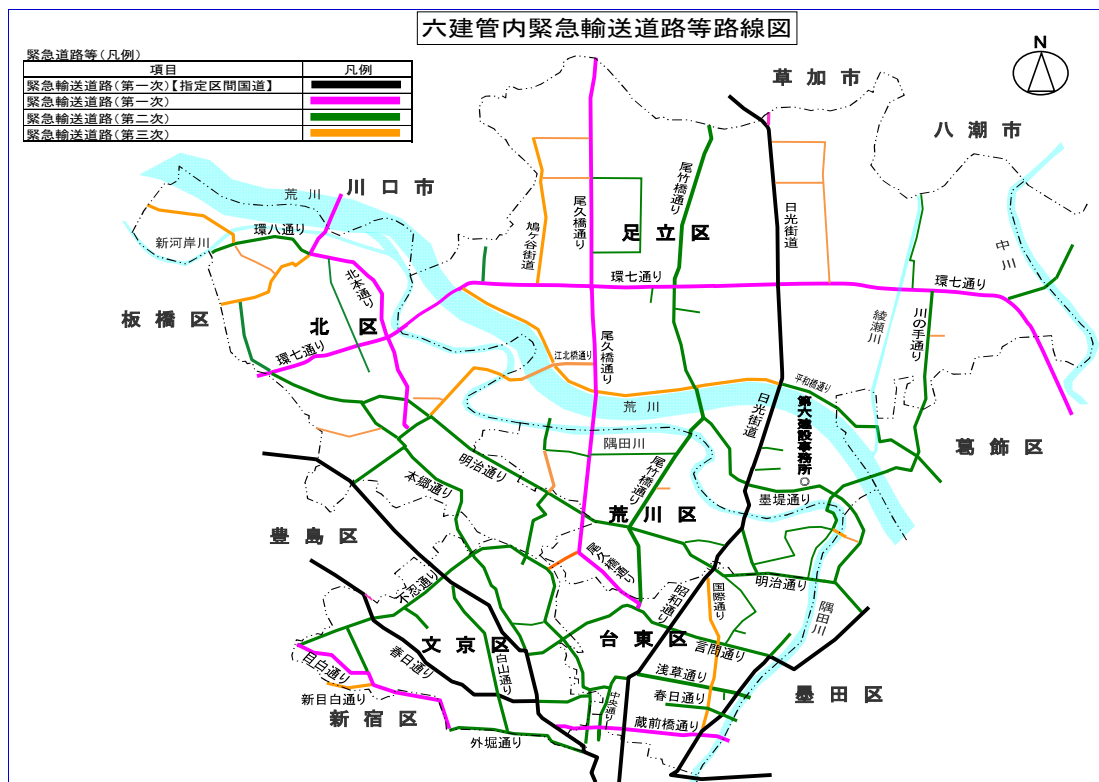
□ 緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、第1次から第3次まで設定されている。

○第1次：応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線

○第2次：第1次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線

○第3次：その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線
六建では、これらの道路が建物倒壊による瓦礫や倒壊した電柱等により通行に支障が生じた場合には、関係機関と連携を図り障害物除去作業を実施し、車両の通行を確保する。



□ 住民との協働による道路管理

「東京ふれあいロード・プログラム」により、道路の清掃や植栽の手入れなどの道路美化活動を支援し、地域の住民や企業などと協力して、道路利用のモラル向上と潤いのある道路空間を創出している。



西綾瀬花むすび

千住新宿町線（467号）

足立区西綾瀬二丁目～三丁目

□ 不法占用の是正

道路の不法占有者に対して、是正指導及び警告等を行い、道路機能の保全に努めている。

（2） 街路整備事業

最大の弱点である交通渋滞を解消し、国際競争力を高めるとともに、快適で利便性が高く、環境負荷の少ない都市を実現する上で、道路整備は非常に重要な役割を担っている。

現在、第六建設事務所では、都市の骨格を形成する放射・環状線及びそれらの機能を補完し、地域生活を支える補助線、15路線33区間、約20kmの街路（都市計画道路）整備を実施している。

① 放射第8号線（湯島天神下）

令和3年度は、排水管設置工事を施行する。

- ・事業認可 平成18年6月30日
- ・事業区間 文京区湯島三丁目
- ・事業延長 50m
- ・計画幅員 30m（現況22m）
- ・用地取得率 99%

（令和3年4月1日現在、以下同じ）



（文京区湯島三丁目付近）

② 放射第10号線（岩淵）

令和3年度は、街路築造工事を施行する。

- ・事業認可 昭和62年6月23日
- ・事業区間 北区赤羽北二丁目～岩淵町
- ・事業延長 430m
- ・計画幅員 30m（現況25m）
- ・用地取得率 100%



（北区岩淵町付近）

③ 環状第4号線（目白台）

令和3年度は、引き続き用地取得を推進するとともに、関係機関と調整を進め、平面部の排水管設置工事を施行する。

- ・事業認可 平成13年5月31日
- ・事業区間 新宿区西早稲田三丁目
～文京区目白台二丁目
- ・事業延長 775m
- ・計画幅員 22m、35m（現道無）
- ・用地取得率 98%



（新宿区西早稲田一丁目付近）

④ 環状第4号線（本駒込）

令和3年度は、用地取得を推進するとともに、工事着手に向けた準備を進める。

- ・事業認可 平成26年8月13日
- ・事業区間 文京区本駒込二丁目～六丁目
- ・事業延長 600m
- ・計画幅員 25、28m（現況 約16m）
- ・用地取得率 55%



（文京区本駒込六丁目付近）

④ 環状第4号線（荒川）

令和3年度は、用地取得を推進する。

- ・事業認可 平成28年2月22日
- ・事業区間 荒川区荒川一丁目
～南千住一丁目
- ・事業延長 380m
- ・計画幅員 30m
- ・用地取得率 42%



(荒川区荒川一丁目付近)

⑥ 環状第5の2号線（王子）

令和3年度は、歩道舗装工事を施行する。

(本路線は、平成2年度まで、都市高速道路王子線の関連街路として、街路築造工事等を首都高速道路株式会社に委託して進めてきた。)

- ・事業区間 北区王子一丁目
～堀船二丁目
- ・事業延長 350m
- ・計画幅員 27m
- ・用地取得率 100%



(北区堀船二丁目付近)

⑦ 補助第73号線（赤羽西）

令和3年度は、引き続き用地取得を推進するとともに、街路築造工事等を施行する。

- ・事業認可 平成14年2月25日
- ・事業区間 北区赤羽西一丁目～東十条六丁目
- ・事業延長 730m
- ・計画幅員 20m (現況 約7m)
- ・用地取得率 99%



(北区赤羽西一丁目付近)

⑧ 補助第85号線（赤羽台）

令和3年度は、引き続き用地取得を推進するとともに、工事着手に向け関係機関との協議、調整を進める。

- ・事業認可 平成9年3月6日
- ・事業区間 北区赤羽台三丁目～赤羽三丁目
- ・事業延長 380m
- ・計画幅員 20m（現況 約11m）
- ・用地取得率 99%



（北区赤羽三丁目付近）

⑨ 補助第85号線（赤羽台Ⅱ期）

令和3年度は、引き続き用地取得を推進するとともに、関係機関と調整を進め、排水管設置工事を施行する。

- ・事業認可 平成26年12月11日
- ・事業区間 北区赤羽台二丁目～三丁目
- ・事業延長 740m
- ・計画幅員 20m（現況 約12m）
- ・用地取得率 87%



（北区赤羽台二丁目付近）

⑩ 補助第85号線（十条）

令和3年度は、用地取得を推進する。

- ・事業認可 令和2年3月3日
- ・事業区間 北区上十条一丁目～上十条三丁目
- ・事業延長 620m
- ・計画幅員 18～30m（現況 約18m）
- ・用地取得率 0%



（北区上十条二丁目付近）

⑪ 補助第86号線(赤羽南)

令和3年度は、用地取得を推進する。

- ・事業認可 平成28年3月15日
- ・事業区間 北区赤羽南一丁目
- ・事業延長 300m
- ・計画幅員 20～23m
- ・用地取得率 17%



(北区赤羽南一丁目付近)

⑫ 補助第88号線(豊島)

令和3年度は、街路築造工事等を施行する。

- ・事業認可 平成14年5月15日
- ・事業区間 北区豊島二丁目～六丁目
- ・事業延長 780m
- ・計画幅員 20m(現況 約11m)
- ・用地取得率 100%



((北区豊島四三丁目付近)

⑬ 補助第90号線(西尾久)

令和3年度は、街路築造工事を施行する。

- ・事業認可 平成8年8月22日
- ・事業区間 荒川区西尾久三丁目～七丁目
- ・事業延長 360m
- ・計画幅員 25m(現況16～17m)
- ・用地取得率 100%



(荒川区西尾久六丁目付近)

⑭ 補助第90号線（梶原）

令和3年度は、用地取得を推進する。

- ・事業認可 平成28年3月15日
- ・事業区間 荒川区西尾久五丁目
～北区堀船三丁目
- ・事業延長 900m
- ・計画幅員 25m、30m
(現況21m)
- ・用地取得率 70%



(荒川区西尾久八丁目付近)

⑮ 補助第92号線（中里）

令和3年度は、橋梁等の設計を進める。

- ・事業認可 令和3年3月5日
- ・事業区間 北区中里三丁目～
田端六丁目
- ・事業延長 160m
- ・計画幅員 22～22m
- ・用地取得率 0%



(北区田端側から撮影)

⑯ 補助第94号線（不忍通り）

本区間のうち、台東区池之端二丁目から文京区根津一丁目交差点までの延長370mは、平成19年度に完成している。

令和3年度は、引き続き用地取得を推進するとともに、電線共同溝の連系管・引込管工事等を施行する。

- ・事業認可 平成6年7月25日
- ・事業区間 台東区池之端二丁目
～文京区千駄木二丁目
- ・事業延長 845m
- ・計画幅員 20m、22m
(現況 約16m)
- ・用地取得率 96%



(文京区根津一丁目付近)

⑰ 補助第118号線（小台）

令和3年度は、街路築造工事等を施行する。

なお、放射第11号線から西側240mは国土交通省施行の荒川スーパー堤防完成区間である。

- ・事業認可 平成6年3月10日
- ・事業区間 足立区小台一丁目
- ・事業延長 825m（うち585m）
- ・計画幅員 15m（現況 約7m）
- ・用地取得率 100%



（足立区小台一丁目付近）

⑱ 補助136号線（扇・本木・関原・梅田その2）

令和3年度は、引き続き用地取得を推進するとともに、扇・本木・関原・梅田その2地区において、排水管設置工事及び街路築造工事等を施行する。

なお、本木・関原・梅田その2地区については、「木密地域不燃化10年プロジェクト」特定整備路線に選定されている。（P.14参照）

【扇地区】

- ・事業区間 足立区扇三丁目～扇一丁目
- ・事業延長 620m
- ・計画幅員 20m（現道無）
- ・用地取得率 100%



（足立区扇一丁目付近）

【本木地区】（特定整備路線）

- ・事業認可 平成14年3月27日
- ・事業区間 足立区扇一丁目～
本木一丁目
- ・事業延長 840m
- ・計画幅員 20m（現道無）
- ・用地取得率 95%



（足立区本木北町付近）

【関原地区】 (特定整備路線)

- ・事業認可 平成3年12月21日
- ・事業区間 足立区関原一丁目
～梅田四丁目
- ・事業延長 490m
- ・計画幅員 20m (現道無)
- ・用地取得率 99%



(足立区関原一丁目付近)

【梅田その2地区】 (特定整備路線)

- ・事業認可 平成12年3月27日
- ・事業区間 足立区梅田四丁目
～梅田三丁目
- ・事業延長 580m
- ・計画幅員 20m (現道無)
- ・用地取得率 99%



(足立区梅田四丁目付近)

⑱ 補助138号線 (中央本町)

令和3年度は、引き続き用地取得を推進するとともに、排水管設置工事を施行する。

- ・事業認可 平成23年10月24日
- ・事業区間 足立区中央本町一丁目
～弘道一丁目
- ・事業延長 700m
- ・計画幅員 15m (現況 一部約8m)
- ・用地取得率 64%



(足立区中央本町二丁目付近)

⑳ 補助138号線（綾瀬新橋）

令和3年度は、用地取得を推進する。

- ・ 事業認可 平成25年2月15日
- ・ 事業区間 足立区青井三丁目
～綾瀬五丁目
- ・ 事業延長 290m
- ・ 計画幅員 15m
- ・ 用地取得率 95%



(足立区綾瀬五丁目付近)

㉑ 補助261号線（古千谷）

令和3年度は、用地取得を推進するとともに、街路築造工事等を施行する。

- ・ 事業認可 平成12年12月27日
- ・ 事業区間 足立区古千谷一丁目
～伊興四丁目
- ・ 事業延長 1,040m
- ・ 計画幅員 15m、16m（現況約9m）
- ・ 用地取得率 98%



(足立区古千谷一丁目付近)

㉒ 補助261号線（神明）

令和3年度は、用地取得を推進する。

- ・ 事業認可 平成28年2月22日
- ・ 事業区間 足立区神明二丁目
～六木三丁目
- ・ 事業延長 720m
- ・ 計画幅員 16m
- ・ 用地取得率 77%



(足立区神明二丁目付近)

② 補助261号線（伊興）

令和3年度は、用地取得を推進する。

- ・事業認可 平成29年2月22日
- ・事業区間 足立区伊興四丁目
～竹の塚六丁目
- ・事業延長 910m
- ・計画幅員 15m、22m
- ・用地取得率 32%



（足立区伊興四丁目付近）

（3）特定整備路線の整備

東京都では、木密地域の中で、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に、「燃えないまち」・「燃え広がらないまち」を実現するため、平成24年1月に「木密地域不燃化10年プロジェクト」の実施方針を策定した。

このなかで、関係権利者への特別な支援を含む新たな制度「不燃化特区」「特定整備路線」を構築し、区と連携した不燃化の促進や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路の整備を一体的に進めることとした。

その後、特定整備路線について、都内で28区間・約25kmが公表され、六建管内では、6区間9箇所・約6kmを所管している。

市街地の延焼を遮断するなど、木密整備地域の防災性向上を図るため、令和7年度までの整備を目指している。

① 補助73号線（上十条）

令和3年度は、用地取得を推進するとともに、仮歩道整備工事を施行する。

- ・事業認可 平成27年2月24日
- ・事業区間 北区上十条二丁目
- ・事業延長 335m
- ・計画幅員 20m（現道無）
- ・用地取得率 18%



（北区上十条二丁目付近）

② 補助73号線（十条仲原）

令和3年度は、用地取得を推進するとともに、仮歩道整備工事を施行する。

- ・事業認可 平成27年2月24日
- ・事業区間 北区上十条二丁目
～十条仲原二丁目
- ・事業延長 560m
- ・計画幅員 20m～30m（現道無）
- ・用地取得率 20%



（北区十条仲原一丁目付近）

③ 補助86号線（赤羽西）

令和3年度は、用地取得を推進するとともに、仮歩道整備工事を施行する。

- ・事業認可 平成27年2月24日
- ・事業区間 北区赤羽西五丁目～一丁目
- ・事業延長 1,150m
- ・計画幅員 20m（現況一部 約9m）
- ・用地取得率 65%



（北区赤羽西四丁目付近）

④ 補助90号線（荒川）

令和3年度は、用地取得を推進するとともに、仮歩道整備工事を施行する。

- ・事業認可 平成27年2月24日
- ・事業区間 荒川区荒川一丁目～七丁目
- ・事業延長 1,120m
- ・計画幅員 25m
（現況 約11m）
- ・用地取得率 59%



（荒川区荒川二丁目付近）

⑤ 補助90号線（町屋）

令和3年度は、用地取得を推進する。

- ・事業区間 荒川区荒川七丁目
～町屋一丁目
- ・事業延長 110m
- ・計画幅員 25m（現況 約5m）
- ・用地取得率 2%



（荒川区町屋一丁目付近）

⑥ 補助136号線（足立）

令和3年度は、用地取得を推進するとともに、排水管設置工事を施行する。

- ・事業認可 平成26年9月19日
- ・事業区間 足立区足立一丁目～三丁目
- ・事業延長 630m
- ・計画幅員 15m～18m
（現況 約11m）
- ・用地取得率 74%



（足立区足立一丁目付近）

⑦ 補助138号線（興野）

令和3年度は、用地取得を推進するとともに、街路築造工事を施行する。

- ・事業認可 平成26年2月7日
- ・事業区間 足立区興野一丁目
～本木二丁目
- ・事業延長 350m
- ・計画幅員 16m
- ・用地取得率 81%



（足立区興野一丁目付近）

※以上のほか、特定整備路線には補助136号線（本木）、（関原）、（梅田その2）がある（P.11～12参照）。

(4) 橋梁整備事業

橋梁の整備事業は、老朽橋の掛け替えによる耐震性・耐荷力の向上や、交通上のボトルネックを解消するとともに、災害発生時における避難・輸送ルート of 機能を確保するなど、道路ネットワークの強化を図るものである。

第六建設事務所では、毛長川に架かる新花畑橋（仮称）の整備を完了させるとともに、鷺宮橋については、整備方法等の検討を行っていく。

① 新花畑橋（仮称）

令和2年度に工事が完了した。

- ・ 事業区間 足立区花畑七丁目
～草加市瀬崎町
- ・ 事業延長 310m
- ・ 計画幅員 16m
- ・ 用地取得率 100%



【パトカーの先導による交通開放】
(草加市瀬崎町付近)

② 鷺宮橋

令和3年度は、橋梁整備に向けた検討や、関係機関との協議、調整を進める。

- ・ 事業区間 足立区花畑七丁目
- ・ 事業延長 180m
- ・ 計画幅員 12m
- ・ 用地取得率 — %



(足立区花畑七丁目付近)

(5) 交通安全施設事業

① 無電柱化事業

東京都無電柱化条例に基づく「東京都無電柱化計画（平成30年3月）」の目標達成に向けて取り組みを行う。

整備対象である計画幅員で完成した歩道幅員2.5m以上の都道について、防災上の位置付けやエリアにより区分した対象路線ごとに目標を定め、整備を推進する。

当所管内においては、全体で34箇所、約24.4kmで電線共同溝の整備を実施している。

令和3年度事業箇所一覧

路線名又は通称道路名	整備箇所	道路延長 (m)
尾久橋通り	足立区舎人四丁目	210
北本通り	北区神谷三丁目～志茂五丁目	1,710
	北区岩淵町	370
本郷赤羽線	北区上十条二丁目～上十条四丁目	600
	北区赤羽西六丁目～赤羽西五丁目	540
	北区中十条一丁目～上十条一丁目	500
白山小台線	北区東田端二丁目～田端新町一丁目	900
	文京区本駒込四丁目～北区田端一丁目	660
尾竹橋通り	台東区根岸二丁目～荒川区荒川三丁目	1,550
	荒川区荒川五丁目～荒川七丁目	710
	荒川区町屋二丁目～町屋八丁目	520
墨堤通り	足立区千住曙町～同区千住元町	3,280
言問通り	台東区根岸三丁目～下谷一丁目	460
	台東区浅草三丁目～浅草二丁目	460
音羽通り	文京区音羽一丁目～水道二丁目	310
不忍通り	台東区池之端二丁目	380
	文京区音羽二丁目～目白台二丁目	470
都電通り	荒川区西尾久三丁目～荒川六丁目	1,930
王子金町江戸川線	北区王子一丁目～豊島二丁目	340
環七通り	北区西が丘三丁目～中十条三丁目	1,140
	北区神谷三丁目～神谷一丁目	240
	足立区鹿浜二丁目～鹿浜一丁目	850
	足立区鹿浜四丁目～江北五丁目	1,260
	足立区西新井七丁目～西新井本町一丁目	800
	足立区西新井一丁目～西新井栄町二丁目	860
	足立区平野一丁目～中央本町五丁目	700
	足立区一ツ家三丁目～青井五丁目	1,180
	足立区加平二丁目～加平一丁目	460
	足立区谷中四丁目～中川四丁目	1,340
	足立区栗原一丁目～梅島三丁目	200
	足立区新田一丁目～新田二丁目	260
	足立区中川四丁目	190
台東川口線	足立区扇二丁目～江北二丁目	630
足立越谷線	足立区西保木間三丁目～西保木間五丁目	270
常盤台赤羽	北区桐ヶ丘一丁目～赤羽台二丁目	330
赤羽西台線	北区赤羽北二丁目～浮間二丁目	1600

施工前



施工後



特 4 3 7 (台東区池之端)

③ 自転車走行空間の整備

「東京都自転車走行空間整備推進計画 (H24. 10)」、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (国・警察庁) (H24. 11)」等が策定され、東京都は2019年度末までに、約 300 kmを整備してきている。

令和2年度は、自転車推奨ルートである牛込小石川線 (文京区 1.1km)、優先整備区間である白山通り (文京区 1.1km)、蔵前橋通り (台東区 0.2km) で自転車走行空間整備を実施。令和3年度は、春日通り (台東区 1.5 km) や尾久橋通り (荒川区 1.1 km) の整備を予定している。

施工後①



蔵前橋通り (台東区鳥越)

施工後②



白山通り (文京区白山)

(6) 橋梁補修事業

①橋梁の長寿命化

平成21年3月に建設局が策定した「橋梁の管理に関する中長期計画」の中核をなす、橋梁の長寿命化を計画的に進めている。橋梁の長寿命化は、既設橋梁の安全性・使用性・耐久性を最新の技術により確保し、橋梁の延命化を図るものである。

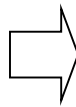
六建管内では、関東大震災復興事業として架設された吾妻橋などの著名橋や高度経済成長期に架設された西新井陸橋など26橋の長寿命化事業を推進することとしている。

令和3年度は、荒川に架かる堀切橋や扇大橋及び尾久橋など、9橋の事業を推進する。

西新井陸橋



(4車線→2車線規制)



(平成29年11月4日 規制解除)

②隅田川中流部著名橋の景観照明・塗替

白鬚橋、吾妻橋、駒形橋、厩橋、蔵前橋は、関東大震災復興事業として架橋され、東京都歴史的建造物に指定されており、都民にも親しまれ、重要な景観資源である。

これらの5橋は、隅田川中流部著名橋として東京オリンピック・パラリンピックに向けてライトアップ及び地域の景観に合わせた塗装塗替えを行い、平成31年度に完成し、令和2年度までにすべての橋でライトアップの点灯を開始した。今後も引き続き、一建管理の5橋と合わせ全10橋で、夜の隅田川の賑わいを創出していく。

蔵前橋



【平成23年】



【平成29年】



【令和元年】

(7) 沿道環境に配慮した路面の高機能化

道路の計画的な補修により、路面の交通騒音・振動の低減を図るとともに、歩行者の安全性、快適性を高める歩道改善を進めている。

道路沿道環境対策基本方針に基づく優先的対策道路区間（環七通り）は、より騒音低減効果のある二層式低騒音舗装として継続的に実施している。

六建管内では、道路のヒートアイランド対策の一つとして、路面温度上昇を抑制する遮熱性舗装を、平成21年度から文京区で先行して実施し、平成24年度から新たに荒川区・台東区も加わった。令和3年度は8箇所の工事を予定している。

施工後①



環七通り（足立区一ツ家）

施工後②



言問通り（台東区入谷）

(8) 街路樹の良好な維持管理（質の向上）

道路の緑には、人にうるおいと安らぎを与えるほか、都市環境の改善。美しい都市景観の創出、安全で円滑交通への寄与、災害時の火災などから都民を守る防災機能など、様々な役割がある。

六建管内では、防災上重要な環状七号線（環七通り）を含めた8路線の大径木（幹回り90cm以上）を対象として、街路樹防災診断を実施し、震災時の通行を妨げないように、倒木の恐れがある街路樹の更新を行い、平成30年度において、予定路線の防災診断をすべて完了した。今後は、日常点検、管理業務委託等により管内路線の元気の無い街路樹や倒木の恐れがある街路樹の樹勢回復や更新を実施していく。

また、これまで整備した街路樹については、その成育段階に合わせたきめ細やかな維持管理を行い、街路樹の健全な育成を行っていく。

良好な維持管理



川の手通り（荒川区）



尾久橋通り（足立区）



外堀通り（文京区）

河川事業

東京都では、洪水・高潮による水害や土砂災害等の危険から都民の生命と暮らしを守るとともに、うるおいのある水辺の形成・自然環境の保全・再生及び河川利用などを推進して良好な河川環境と都市環境を形成することを目指し、安全で安心かつ活力のある都市の創出に取り組んでいる。

(1) 河川の管理

第六建設事務所では、河川管理の目的である、安全で快適な河川を実現するため、占用許可、使用許可、河川監察、境界の立会い、不法占・使用の対応等を行っている。

また、油流出や魚浮上等の水質異常事故の処理を行い、流水の正常な機能の維持にも努めている。

管理河川（一級河川）（令和3年4月1日現在）

単位：km

水系	河川名	左岸	右岸	備考	
荒川	隅田川	11.9	18.0		
	新河岸川	4.1	3.0		
利根川	綾瀬川	4.1	3.6		
	毛長川	2.5	7.0		
左・右岸延長計		54.2			
公有土地水面	千川上水	0.75			
区管理河川の うち、都が管理 する部分	石神井川	0.24		飛鳥山分水路	
	神田川	4.58			
	江戸川橋分水路		1.64		
	水道橋分水路		1.64		
		お茶の水分水路		1.30	

□ 防災対策

●水防態勢

第六建設事務所では、台風や地震などによる、洪水・高潮・津波に際し、水防の万全を期するため、東京都水防本部の指示による水防態勢（連絡、警戒配備、第1～第4非常配備）を執り、水防管理団体や関係機関との情報連絡や技術支援を行っている。また、水防管理団体の水防活動を効果的に支援できるように、管内8箇所の水防倉庫に水防資器材を備蓄するとともに、移動式排水ポンプ車（能力：5m³/min×2基）を配備している。

移動式排水ポンプ車操作訓練



●防災船着場

防災船着場は、住民の避難や緊急物資の輸送など必要な機能を有効に発揮し、災害時等における河川舟運の拠点となるものである。六建が管理する河川には、10箇所あり、そのうち3箇所（桜橋・千住・荒川遊園）を管理し、震災や非常時に備えている。



(千住 防災船着場)

●隅田川スーパー堤防

隅田川沿いでは、地震等災害に対する安全性と水辺環境の向上を図るため、沿川の再開発事業等まちづくりと一体的にスーパー堤防が整備されている。令和2年度末現在、管内で約12.2kmにわたって整備されている。



(隅田川スーパー堤防・神谷三丁目地区)

●土砂災害対策

東京都では、「がけ崩れ」などの土砂災害から都民の生命を守るため土砂災害防止法により「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」の指定を実施している。

第六建設事務所管内では、北区内で警戒区域95箇所（うち特別警戒区域71箇所）、文京区内で警戒区域106箇所（うち特別警戒区域64箇所）、荒川区内で警戒区域7箇所（うち特別警戒区域6箇所）、台東区内で、警戒区域2箇所（うち特別警戒区域1箇所）指定されている。

□河川管理施設の長寿命化

東京都では、河川構造物（調節池・分水路）の予防保全計画を策定し、施設の安全性の確保と長寿命化を進めている。

第六建設事務所の管理施設では神田川のお茶の水分水路、水道橋分水路及び江戸川橋分水路と石神井川の飛鳥山分水路の4施設が対象である。平成28年度に神田川お茶の水分水路、平成29年度に石神井川飛鳥山分水路、令和2年度に神田川江戸川分水路の補修工事に着手し、お茶の水分水路については令和元年度に完了している。令和3年度は石神井川飛鳥山分水路、神田川江戸川橋分水路の補修工事を実施する予定である。

(2) 河川整備事業

各河川における事業箇所一覧

水系	河川名	事業			
		延長	整備済延長	区間	備考
利根川	綾瀬川	7,300m	2,580m	水戸橋～内匠橋	河川堤防耐震事業
	毛長川	8,600m	8,100m	綾瀬川合流部～舎人橋上流	高潮対策事業
荒川	隅田川	3,080m ※1	1,480m	神田川合流部～白鬚橋	東京の顔づくり (テラス照明)
	新河岸川	200m	0m	中の橋～JR埼京線	高潮対策事業

	石神井川	1,300m	840m	隅田川合流部 ～溝田橋	高潮対策事業
		200m ※2	25m	新柳橋左岸上下 流	河川堤防耐震 事業
	神田川	3,060m	2,980m	小石川橋 ～駒塚橋	中小河川整備 事業

※1：六建施行分（他事務所施工分は除く）

※2：高潮対策事業と合わせて整備を行う

① 高潮対策事業

第六建設事務所管内は、地形的に大半が低地であり、管内の河川（石神井川及び毛長川）については、集中豪雨、台風等に対して影響が大きいことから、洪水や高潮に対する安全性を向上させるため護岸等の整備を進めている。

●石神井川

石神井川は、新柳橋より上流及び新柳橋下流の一部（右岸約40m）が整備済である。

令和元年度から、北区区道橋の新柳橋架替に着手している。



石神井川（北区堀船二丁目付近）

●毛長川

毛長川は、東京都と埼玉県の都県境を流れており、都県境が錯綜するため、平成6年に埼玉県と協定を締結し、護岸整備を進めている。

令和3年度は引き続き、ふれあい橋上流の河床掘削工事を実施するとともに、舎人橋上流及び花畑大橋上流にて護岸整備工事を実施していく。



毛長川（足立区舎人四丁目付近）

② 中小河川整備事業

中小河川の流域では、都市化の発展に伴う保水・遊水機能の低下により、降雨時に短時間に河川へ流出するようになり、近年においても集中豪雨等による浸水被害が発生している。

管内河川の神田川における中小河川整備事業は、このような水害から都民の命と暮らしを守り、生活環境の向上に寄与することを目的としたものである。

令和3年度は、新たに白鳥橋架け替え工事に着手する予定である。



神田川（新宿区新小川町付近）

③ 東部低地帯の河川施設整備事業（河川堤防耐震・耐水対策事業）

第六建設事務所では、平成21年度から綾瀬川において実施している耐震対策事業（従来対策）に加え、東日本大震災を受け、平成25年度からは、将来にわたって考えられる最大級の地震が発生しても、護岸及び防潮堤としての機能を維持することを目的に事業を進めており、令和3年度までに完成させる予定である。



綾瀬川（足立区青井四丁目付近）



綾瀬川（足立区加平二丁目付近）

④ 六町地区緩傾斜型堤防整備（スーパー堤防及び緩傾斜型堤防の整備事業）

第六建設事務所では、六町地区土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区沿いを流れる綾瀬川の護岸を緩傾斜型堤防に整備していく。令和元年度より築堤工事に着手し、令和3年度も引き続き築堤工事を施行する。

(3) 水辺の魅力を生かした東京の顔づくり

東京都では、水害に対する安全性を高める取組とともに、人々が集い、にぎわいが生まれる水辺空間を創出するための取組を行っている。

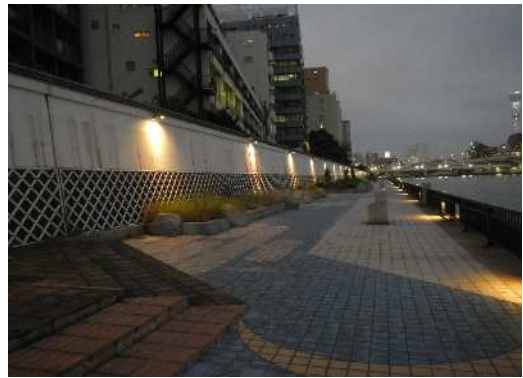
隅田川では、水質の改善やスーパー堤防、テラス等の整備により、水辺に親しむ環境が向上した。さらに、平成23年4月に河川敷地占用許可準則が改正され、河川空間の利活用を進める取り組みも広げている。

令和2年4月には、東武線隅田川橋りょう（台東区花川戸一丁目～墨田区向島一丁目）を利用して遊歩道が設置される。

●テラス照明

東京都では、平成24年5月の東京スカイツリーの開業を契機として、隅田川等におけるにぎわい促進の機運が高まったことを受け、夜間における回遊性の確保やにぎわいの誘導を目的とした照明施設を順次、設置している。

平成28年度から照明施設設置に着手し、令和2年度は言問橋～白鬚橋間で引き続き工事を施行する。



隅田川右岸テラス
(台東区柳橋一丁目付近)

●オープンカフェテラス

東京都では、人々が集い、賑わいが生まれる新たな水辺空間の創出に向け、台東区等の要望を受け、河川敷地を都市・地域等再生利用区域に指定した。

平成25年10月に2店舗がオープンし、地域と連携したイベントなどにも積極的に参加している。



(台東区花川戸一丁目付近)

●テラスギャラリー

東京都では、河川の賑わい創出を目的とし、堤防壁面を利用した絵画の装飾にも取り組んでいる。



(台東区今戸一丁目付近)

●かわてらす

東京都では、水辺の更なる賑わいを目指し、平成28年7月から隅田川（駒形橋～厩橋）において、2店舗で「かわてらす」（夏の京都鴨川などで見られる「川床」の東京版）の社会実験を実施してきた。平成29年度にこの2店舗の営業に対して地域の合意形成が得られ、台東区から都市・地域再生等利用区域指定の要望書が提出されたので、区域指定を経て河川占用許可準則に基づく特例占用による本格的な営業を開始した。

なお、平成30年3月に河川部により「かわてらす実施要項」が策定され、隅田川でかわてらすの設置促進を図っていくことにしている。



（台東区駒形二丁目付近）

●すみだりバーウォーク

東京都では、東京の河川において人々が集い、賑わう豊かな水辺空間を創出するため、多様な施策を展開しております。

令和2年6月に、東武線隅田川橋りょう（台東区花川戸一丁目～墨田区向島一丁目）を利用した遊歩道が設置されている。



（すみだりバーウォーク）

○ 六建ホームページのご案内

ホームページで、六建の事務所概要や各事業の内容についてより詳しくご覧になれます。

(アドレス)<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/rokken/index.html>

- ・表紙写真 補助第136号線（関原、梅田）

令和3年4月1日

東京都第六建設事務所

住所 足立区梅田八丁目13番24号

電話 03-5845-8055(庶務課)